

## 自転車新文化普及事業委託仕様書

### 1 事業目的

自転車を普段の移動手段として活用するだけでなく、「健康づくり」、「生きがいづくり」、「友情づくり」に繋がる、自転車を通じたライフスタイルを提案していくことにより、より多くの県民へ自転車利用の裾野拡大を図り、もって自転車新文化の普及に資することを目的とする。

なお、本県が自転車新文化の普及ターゲットは次のとおり。

- (1) 初心者や未経験者（特に女性層）
- (2) ファミリー層
- (3) シニア層（60歳以上でサイクリングに触れていない方）

### 2 事業期間

契約の日から平成30年3月末まで

### 3 事業費

金 38,239,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

### 4 委託業務

#### (1) 業務詳細

下記①～⑨等の内容による自転車新文化の情報発信及び普及に必要な一切の業務を行うこと。

#### ①ホームページ・SNS等による自転車新文化の発信

自転車に乗る楽しさを広く県民に普及するため、ホームページ及びSNS（ホームページと連動するもの）を本県が立ち上げているところであり、平成29年度も引き続きホームページ及びSNSの記事更新、運営を行うこと。

なお、ホームページの作成・運用にあたっては、別紙「自転車新文化普及事業に係るホームページ等システム管理基準」及び県ホームページに公開の「愛媛県個人情報保護条例」に基づく個人情報の管理等を順守するとともに、掲載内容は、次のことを満たすこと。

また、SNSの運用にあたっては、県規程の「愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づく運用とする。

#### ア 掲載内容

##### (ア) 女性を対象とした情報発信

後述の「民間企業と連携した女性サイクルユニット」の活動状況に係るページを運営する。

- ・平成27年度からFaceBookに「ノッてる！ガールズEHIME」のページを作成し、女性ユニットメンバーからの投稿記事を掲載。記事の内容確認や編集を実施中。

##### (イ) 未経験者や初心者等を対象とした情報発信

サイクリングに興味がある者又は触れ初めて間もない者に向けた、情報発信のページを運営する。

- ・平成27年度からホームページ「ぷらのり！えひめ」を運営し、サイクリングコースの紹介、サイクリングイベントの紹介やサイクリングチームの募集等を実施中。

##### (ウ) SNS等と連動させた情報発信

後述の「民間企業と連携した女性サイクルユニット」の運営にあたって、活動状況を SNS 等に投稿し、投稿状況をホームページと連動させること。

イ 各種ページのデザイン・操作性

女性や初心者が必要に応じた情報の取得が容易なデザイン・構成とし、操作性の優れたものとする。

ウ 利用状況把握

各情報へのアクセス状況などの利用状況を把握する。

エ 自転車関連情報発信ポータルサイトの運営

- ・平成 28 年度から開設、運営している、県や愛媛県自転車新文化推進協会等が実施している自転車関連施策を統一的に情報発信するホームページ「ノッてる！えひめ」を構築し、運営しているところであり、平成 29 年度も引き続きホームページの記事更新、運営を行うこと。

○情報発信が想定される取り組み

- ・「愛媛サイクリングの日」の取り組み
- ・高齢者層のためのスポーツサイクル体験会
- ・自転車ツーキニストモニター事業
- ・サイクルオアシスの情報発信
- ・レンタサイクル情報発信
- ・サイクリングコースの整備（ブルーライン）
- ・愛媛マルゴト自転車道サービスサイト
- ・サイクルトレインの運行
- ・サイクリングガイド養成講習会の実施
- ・しまなみ海道（一般道）を利用したサイクリングの大会の開催
- ・台湾「日月潭」と瀬戸内しまなみ海道との姉妹自転車道協定
- ・女性サイクルユニット「ノッてる！ガールズEHIME」の活動
- ・「ぷらのり！えひめ」ホームページによる情報発信
- ・自転車安全利用促進条例の普及・啓発
- ・愛媛県自転車安全利用支援店の募集
- ・自転車乗車用ヘルメット着用モデル事業所の募集
- ・サイクリングアイランド四国への取組の紹介
- ・愛媛県自転車新文化推進基金の紹介
- ・愛媛県自転車新文化推進協会の紹介（パートナー企業（協会会員）に対する特典としての紹介）

②民間企業等と連携した女性サイクルユニットの運営

平成 27 年度に愛媛県において民間企業等と連携した女性サイクルユニットを結成しているところであるが、この女性サイクルユニットを運営（ホームページやフェイスブックへの投稿、各種イベントの参加、メンバーのスキルアップ研修会等）し、活動状況を情報発信することで、自転車新文化普及の気運醸成を行うものであること。

なお、現在 20 名がメンバーとなっており、引き続き活動を支援する。

また、ユニットの活動支援については、ユニフォームの支給、大会参加費用、移動費用、出演メンバーへの謝礼等を想定している。

### ③自転車魅力情報発信誌の発行

アクティブな女性や、健康・美容に関心の高い女性を対象として、自転車を様々な角度から捉えて、人生の楽しみ方を提案する自転車の魅力情報発信誌を発行し、自転車新文化の情報発信及び普及を行うものであること。

○雑誌の仕様：B5サイズ、16ページ。フリーペーパー形式。9月下旬及び3月下旬に発行。（それぞれ4万部を関係各所に配布）

### ④女性向けサイクリングフェスティバルの開催

スポーツとしての自転車利用未経験者、もしくは初心者ターゲットとした、サイクリングによる「健康づくり」、「生きがいづくり」、「友情づくり」に繋げていくための自転車関係イベントを開催する。

なお、平成28年度事業においては、平成28年10月29日（土）に女性向けシンポジウムを松山市総合コミュニティセンターで実施している。

### ⑤サイクリングコーススタンプラリーの実施

愛媛マルゴト自転車道サイクリングコース（全26コース）内にスタンプ等チェックポイント等を設置し、一定数のコースを訪れた方に対し記念品を贈呈（10人程度）することで、愛媛マルゴト自転車道サイクリングコースのPRを実施する。

### ⑥親子3世代参加型自転車教室の開催

子どものころから自転車の操作技術や正しい交通安全・マナーなどの知識の向上を図ることで、「自転車に乗ることが楽しい」という感情を子どもたちに喚起させるとともに、「歩行者、自転車、自動車等がお互いの立場を思いやる気持ちを基本として道路を安全に共有する」というシェア・ザ・ロードの精神を啓発し、将来の優良ドライバーやサイクリストを生み出し、サイクリングとしての自転車利用を広めるため、子ども向け自転車教室を開催（年6回以上）する。

なお、子どもと親、孫と祖父母等といった、ファミリーでサイクリングを楽しめるイベントを1回開催することを想定している。

### ⑦女性向け自転車講習会の開催

これまで、ホームページや雑誌等で自転車の魅力の情報発信を行ってきたところであるが、これらの情報を得た女性がサイクリングを始めるには、実際に体験できる機会が必要であることから、未経験・初心者の女性を対象としたサイクリングイベントや講習会を、女性サイクリングユニットの運営と連動させながら開催する。

なお、県内3か所で1回ずつ開催を想定。

### ⑧「愛媛サイクリングの日」実施事業

自転車新文化の裾野拡大を目的とする、愛媛サイクリングの日を広く普及し、定着させるため、各市町等のイベントを繋ぐ仕掛けづくり（以下、「広域連携イベント」という。）を実施するとともに、協会及び市町が実施する愛媛サイクリングの日関連イベントの広報など誘客促進に必要な一切の業務を実施する。

## ア 広域連携イベントの実施

(例示) 愛媛県 20 市町をサイクリングでつなぐ広域連携イベントとして愛媛県全域を舞台としたプレゼント抽選権付サイクルフォトロゲイニング (以下ロゲイニング) を実施する。

(ア) 参加者がフォトスポットで写真撮影を行い、箇所数に応じてポイントを取得する。

(イ) 取得ポイントに応じた特典を参加者にプレゼントする。

## イ 参加記念品の作製、配布

愛媛サイクリングの日関連イベントへの参加促進及びイベント参加者人数の把握のため、参加者へ配布する記念品 (11,000 個以上) を作製し、関係各所へ配布する。

## ウ 愛媛サイクリングの日の広報、情報発信

メディアを活用した愛媛サイクリングの日に開催するイベント情報の発信、その他サイクリングの日に係る広報を実施する。また、実施に当たっては市町との連絡窓口を設けること。

(ア) 活用するメディアは、テレビ・ラジオ・新聞を想定している。

(イ) チラシ、ポスターを作成し、関係各所へ配布すること。

(ウ) 県や県内各市町等が実施する自転車関連イベントを周知するためのホームページを作ること。

## エ 愛媛サイクリングの日における協会主催イベントの実施

愛媛サイクリングの日関連イベントの一環として、愛媛県自転車新文化推進協会 (以下協会) 主催イベント「大人と子どもの自転車フェスティバル (仮称)」を実施する。

### (ア) 実施内容

- ・開催日 平成 29 年 11 月 12 日 (日)
- ・開催場所 松山市城山公園を想定
- ・実施詳細

自転車の体育祭と文化祭の複合イベント「大人と子どもの自転車フェスティバル (仮称)」を下記の要領で実施する。

#### ○運動会部分

I 実施にあたっては指定種目 4 種目と提案種目 4 種目以上の計 8 種目以上を実施することを原則とする。

**注** 同一時間内で 2 種目以上の実行も可)

II 指定種目 4 種目のうち 3 種目は①未就学児②小学生以下③レース初心者を対象としたシクロクロス形式のレースであり、残りの 1 種目はシクロクロス形式の仮装レースとする。

III 提案種目 4 種目以上のうち 2 種類以上はシクロクロス形式のレース、1 種類以上をそれ以外のものとする。すべてがシクロクロス形式のレースになることは認めない。

**二重下線部例示)** 女性限定、チーム戦、ツイード着用レース等

**一重下線部例示)** 自転車相撲、競技コース利用したサイクリング等

IV 運動会でコースを設定するものについては、すべてのクラスで軽快車でも走行可能

な設定とすること。また、未就学児対象クラスを除き、シクロクロス形式のレースを行う場合コース一周の全長は1～3 km程度とすること。

**注** 走行可能な設定とは普段から軽快車を常用している成人男性が押し歩きを含め、制限時間以内に余裕をもって完走できるコースのこと

#### ○文化祭部分

I サイクリングに役立つワークショップ(マッサージ、ヨガ等)、自転車の乗り方教室、MTB・BMX等を用いたトライアルショー等、運動会部分に参加しない来場者も参加・鑑賞できるイベントを実施すること。なお、提案イベントは運動会部分と独立し成立するものとする。

II イベント参加想定ターゲットすべてが楽しめる飲食・物販ブースを設けること。

**注1** 自転車関係のブースに偏らないよう調整すること

**注2** アルコール飲料の提供ブースは一切認めない

#### ○その他

I イベント参加料・ブース出店料は徴収しても良いが、そのすべては愛媛県自転車新文化推進協会の収入とする。

**注1** 参加料及び出展料の全額を愛媛県自転車新文化推進協会に納付すること。

**注2** 納付方法は協会の指定する方法とすること。

**注3** 徴収した参加費・出店料を事業拡充に充てることはできない。

II 運動会・文化祭で企画されたイベント内容とは別にスポーツサイクルなどの試乗車を用意し、試乗会を実施すること。

III イベントに使用する自転車は車種を問わないこととするが、コース設定に応じて委託者が危険と判断するものについては認められないので留意すること。また子ども用キックバイクを除き道路交通法施行規則で定められた制動力をもたない自転車については使用を認めない。また自転車については車検(自己申告形式可)を行うこととする。

IV 男女別の着替えスペースを設置すること。

V 手荷物預かり(貴重品を除いても良い)を設置すること。

VI 運動会におけるコースの泥や雨天時の対策として、自転車の洗車器具及びスペースを設けること。

VII 参加者用駐車場(50台以上)を確保すること。

**注** 協会で県敷地等を利用した駐車場を確保予定であるが、それとは別に用意すること

VIII 運動会部分で仮装走を行う際、公道を走行するのであれば視覚・聴力が仮装前と変わらず確保できるようなドレスコードを指定すること。なお、公道を走行しない場合はこの限りではない。

IX 事故・事件発生時に救護できる体制をとること。

X イベント参加者・スタッフ保護の観点から傷害保険に加入することし、その内容については委託者と協議すること。また、必要に応じてその他損害保険に加入すること。

**XI 実施にあたっては専門家の監修を受けること。**

#### ○留意点

I 運動会部分においては城山公園外(松山城二之丸庭園・愛媛県庁)等の使用も想定す

ること。

## II イベント参加想定ターゲットは下記を想定する。

- i サイクリングに興味がない層、興味はあるがサイクリングを行っていない層
- ii サイクリングの経験が浅く、イベント等に参加したことのない層
- iii 既にサイクリングを趣味としている層

### ⑨自転車新文化の普及に向けた提案・実施

平成 29 年度に本県及び愛媛県自転車新文化推進協会が実施する自転車新文化の普及等について、上記事業と連動させることにより、より効果的に自転車新文化を普及することができる事業等があれば、事業費の範囲内で提案・実施することも可能とする。

イベントの実施、広報活動の充実、事業実施体制の強化等、提案内容は自由とする。

### (2) 想定費用 (※)

- ①ホームページ・SNS等による自転車新文化の発信：2,981 千円
- ②民間企業等と連携した女性サイクルユニットの運営：3,456 千円
- ③自転車魅力情報発信誌の発行：3,543 千円
- ④女性向けサイクリングフェスティバルの開催：3,240 千円
- ⑤サイクリングコーススタンプラリーの実施：2,754 千円
- ⑥親子 3 世代参加型自転車教室の開催：7,992 千円
- ⑦女性向け自転車講習会の開催：2,322 千円
- ⑧「愛媛サイクリングの日」実施事業：9,575 千円

#### 【内訳】

- ・広域連携イベントの実施、参加記念品の作製・配布、愛媛サイクリングの日の広報、情報発信：4,575 千円
- ・協会主催イベントの実施：5,000 千円

- ⑨自転車新文化の普及に向けた提案・実施：2,376 千円

※県の平成 29 年度当初予算編成時に独自に積算したものであり、①～⑨の間における金額の調整は可能。

### (3) 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、自転車新文化普及事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 1 部

○提出先 愛媛県自転車新文化推進協会

(事務局：愛媛県企画振興部総合政策課自転車新文化推進室)

## 5 著作権等の取扱い

### (1) 著作権者

著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、愛媛県自転車新文化推進協会に帰属する。

### (2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、広告の使用について適当と認められる場合に限り、愛媛県自転車新文化推進協会が行うものとする。

### (3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県自転車新文化推進協会と受託者で協議のうえ処理することとする。

## 6 その他留意事項

- (1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、愛媛県自転車新文化推進協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) ホームページ及びSNS等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。
- (3) ホームページ及びSNS等の作成にあたっては、愛媛県自転車新文化推進協会と十分協議の上、作業を進めることとする。
- (4) 受託者は、作成したホームページ及びSNS等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県自転車新文化推進協会と協議のうえ処理するものとする。